

- 但昇給額は最低五錢とす
三、月収四拾圓以上の者は月給とせられたし
但昇給率は前項と同じ
- 三、退職手當制度を改善せられたし
大正十三年當時に復活せられたし
- 四、勤務時間を改正せられたし
現在の就労時間を九時間とせられたし
- 五、被服給與年限を短縮せられたし
イ、制服は二年に一着給與
ロ、作業服は一年に二着給與
- 六、添田澤當衛手當を増額せられたし
イ、雇員は金七拾錢
ロ、傭人は金五拾錢

- 七、宅料手當を増額せられたし
現在給與額より幾圓増加
- 八、全日本労働總同盟を公認せられたし
附帯條件
- 一、本款項に對し絶對犧牲者を出さざること
二、款項の費用は一切會社に於て負擔せられたし
- 十、
週

二月五日組合幹部元阪順次、宮崎太郎は從業員代表として午前十時會社を訪問し支配人牧野弘、庶務課長伊藤僧一外一名と會見款項書を手交したるも事務上京中なる爲六日午前九時再會見を約し引揚げたり。

指導組合に在りては製鋼労働小會會館を指導本部とし職業を見越して夫々準備を進め非番勤務者を順次本部に招致し違反